

四日市市上下水道局告示第10号

四日市市排水設備設置義務免除取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年2月16日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市排水設備設置義務免除取扱要綱の一部を改正する要綱

四日市市排水設備設置義務免除取扱要綱（平成20年上下水道局告示第45号）の一部を次のように改正する。

第4号様式を次のように改める。

様

四日市市上下水道事業管理者

排水設備設置義務（免除・免除継続・免除事項変更）承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、次のとおり決定したので通知します。

承 認	不 承 認
排出施設の所在地	理由
免除下水の種類	
排出先	
免除期間 年 月 日まで	
免除下水の量 $m^3/日$ $m^3/分$	
条件 別紙のとおり	
<p>この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）</p> <p>ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）</p>	

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)